

日薬情発第221号
令和5年3月15日

都道府県薬剤師会会长殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省大臣官房 医薬産業振興・医療情報審議官より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

産情発 0310 第4号
令和5年3月10日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長に通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれでは、貴下団体会員等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

産情発 0310 第 2 号
令和 5 年 3 月 10 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令について

本日、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 20 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき具体的な事項については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）において規定されている。

昨今、医療機関に対するサイバー攻撃が増加しており、サイバー攻撃により診療が停止する事案が発生したこと、また、サイバー攻撃により医療に関する患者の個人情報が窃取されるなどの甚大な被害がもたらされる可能性があること等を踏まえ、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策に関する取組の実効性を高める必要が生じている。

これに関して、第 12 回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ（令和 4 年 9 月 5 日開催）でとりまとめられた「医療機関のサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」（以下「とりまとめ」という。）において、医療機関の管理者が遵守すべき事項として、サイバーセキュリティ対策を位置付けるための省令改正を令和 4 年度中に行うこととされたところである。

今般、とりまとめを踏まえ、法第 17 条に規定する医療機関の管理者が遵守すべき具

体的事項として、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることを定めるものとする。

第2 改正の内容

規則第14条第2項を新設し、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき事項として、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じることを追加する。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第4 留意事項

病院、診療所及び助産所におかれては、規則第14条第2項に規定する「必要な措置」として、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「安全管理ガイドライン」という。）を参照の上、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ対策全般について適切な対応を行うこと。

なお、安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

政令

御名 御璽
令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年三月十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 加藤 勝信
防衛大臣 浜田 靖一

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一

別表第七宮古島駐屯地の項の次に次のよう加える。

石垣駐屯地
(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)
第一條 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

石垣市

別表第六宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関の項の次に次のように加える。
石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関

附則

この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

防衛大臣 浜田 靖一
内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽
令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

6 法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、國は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十八条の六第一項の規定により退職したものとするならば國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

附則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

省令

省令

令

内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第二十号

医療法（昭和二十三年法律二百五号）第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のよう改止する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

第十四条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器

及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法等の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。

三級

